

市民税・県民税申告書における個人番号の記載について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律」(以下、番号法)の施行に伴い、平成29年度(平成28年分)の市民税・県民税申告書から個人番号(マイナンバー)の記載が必要になりました。

本人確認の実施について

個人番号(マイナンバー)を記載した申告書の提出には、成りすましなどの被害を防止するため、番号法の規定に基づき「本人確認」をさせていただきます。

1 本人が窓口で申告書を提出する場合

(1)マイナンバーカードをお持ちの方(マイナンバーカード1枚で番号確認と身元確認が可能)

(2)マイナンバーカードをお持ちではない方(番号確認書類と身元確認書類が必要)

・番号確認書類(以下の書類から1点)

マイナンバーの通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)

・身元確認書類

運転免許証・公的医療保険の被保険者証(保険者番号及び記号番号部分をマスキング(黒で塗りつぶす等)してください)・パスポートなど

※学生証・社員証などの場合は2点書類を提示していただく必要があります。※裏面参照

2 代理人が窓口で提出する場合

(1)代理人の代理権確認

・法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人/任意代理人)

戸籍謄本その他その資格を証明する書類

・任意代理人

委任状、税務代理権限証書

(2)代理人の身元確認

・代理人の身元確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、旅券(パスポート)など ※裏面参照

(3)申告者本人の番号確認

・本人の番号確認書類

マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)

3 郵送で提出する場合

郵送の際は、上記の提示書類の写し(委任状のみ原本)を申告書等の書類に同封してください。提示された本人確認書類の写しはお返しできませんので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の個人番号(マイナンバー)の記載について

市民税・県民税申告書に控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者についても個人番号(マイナンバー)を記載する必要があります。(※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の番号確認書類及び本人確認書類は不要です。)

○本人が提出する場合

番号確認書類	<p>A 個人番号カード(裏面) B 通知カード C 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>
身元確認書類	<p>a 個人番号カード(表面) b 顔写真付身分証明書(以下の書類から1点) 運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 愛護手帳(療育手帳)、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付き学生証、 顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、顔写真付き資格証明書、戦傷病者手帳 c 身分証明書(以下の書類から1点) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、 プレ印字申告書、手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書 d 身分証明書(以下の書類から2点) 学生証(顔写真なし)、身分証(顔写真なし)、社員証(顔写真なし)、資格証明書(顔写真なし)、 国税・地方税・社会保険料・納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附表の写し(謄本もしくは 抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、特別徴収税額通知書 退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票、特定口座年間取引報告書</p>

○代理人が提出する場合

番号確認書類	<p>D 本人の個人番号カード(両面)の写し E 本人の通知カードのうつし F 本人の個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し</p>
身元確認書類	<p>e 以下の代理人の書類から1点 運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 愛護手帳(療育手帳)、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付き学生証、 顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、顔写真付き資格証明書、戦傷病者手帳 代理人が法人の場合(以下のいずれかの書類+当該法人との関係を証する社員証等) 登記事項証明書、印鑑登録証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、 納税証明書 f 以下の代理人の書類から2点 保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、学生証(顔写真なし)、身分証(顔写真なし)、 社員証(顔写真なし)、資格証明書(顔写真なし)、地方税・国税・社会保険料・公共料金の 領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附表の写し(謄本もしくは抄本も可)、 住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、特別徴収税額通知書、退職所得の 特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票、特定口座年間取引報告書</p>
代理権確認書類	<p>① 委任状原本(任意代理人の場合) ② 戸籍謄本(法定代理人の場合) ③ 税務代理権限証書 ④ 本人しか持ちえない書類(例:個人番号カード、保険証) ⑤ プレ印字申告書又は手書きの申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書</p>